

記念事業ならびに栄章規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程の目的はつぎのとおりとする。

- 1 公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の歴史を記念するために連盟創立の年から起算して10周年ごとに記念事業を行うこと。
- 2 本連盟定款第3条に定める目的達成のために貢献した個人又は団体の功績をたたえ、これを顕彰すること。
- 3 競技者として優秀な成績を収めた者を表彰すること。

(栄章の範囲)

第2条 本規程に定める栄章の範囲は、つぎのとおりとする。

- (1) 功労者表彰
- (2) 特別功労者表彰
- (3) 有功者表彰
- (4) 選手及びコーチの表彰
- (5) 優秀団体及び個人の表彰
- (6) 記録章

第2章 記念事業

(記念事業)

第3条 記念事業の範囲は、概ねつぎのとおりとする。

- (1) 創立記念式典
 - (2) 功労者表彰
 - (3) 連盟史の編さん及び刊行
 - (4) その他記念事業委員会が定める事業
- 2 前項第3号に掲げる連盟史編さんの対象は原則として前回までに収録された事蹟以降のものとする。ただし、前回以前に刊行された連盟史をその原形を損しないまま合本の形で刊行することを妨げない。

(記念事業委員会)

第4条 前条の事業を行うため本連盟に記念事業委員会を設置する。

- 2 記念事業委員会の設置期間は記念事業の準備が開始された時から記念事業の全てが完了した時までとする。

3 記念事業委員会の構成は、つぎのとおりとし委員長は代表理事がこれを委嘱するものとする。

- (1) 代表理事、副会長、専務理事及び常務理事
- (2) 前号のそれぞれ前職者
- (3) その他代表理事が特に委嘱した者

(創立記念式典)

第5条 創立記念式典においては、記念事業委員長が式典委員長となり、その式次第は概ねつぎのとおりとする。

- (1) 式典委員長挨拶
- (2) 代表理事式辞
- (3) 物故関係者に対する黙祷
- (4) 来賓祝辞
- (5) 功労者表彰
- (6) 功労者代表謝辞

第3章 功労者表彰

(功労章)

第6条 創立記念式典における功労章授章対象者はつぎのとおりとする。ただし、過去にこの功労者表彰を受けた者を除く。

- (1) 本規程第1条第2項に該当する個人で、その功績が他の範となるに相応しい者
 - (2) オリンピック競技大会におけるメダリスト及び世界記録樹立者
- 2 前項第2号の該当者で、さらに今後の進歩向上が期待できる者については、次回創立記念式典までその授章を保留することができる。

(審査)

第7条 功労章授章者の審査は記念事業委員会が行い、理事会の議決により決定するものとする。

第4章 特別功労者表彰

(特別功労賞)

第8条 特別功労賞授章対象者は、本規程第1条第2項に基づく個人又は団体で、特にその功績が顕著と認められたものに授与するものとする。

(審 査)

第9条 特別功労賞授章者の審査は別に設ける委員会が行い、理事会の議決により決定するものとする。

第5章 有功者表彰

(有功章)

第10条 永年にわたり、地域における水泳及び水泳競技の普及・発展に貢献した者ならびに専門委員会委員として満10年以上(その年の4月1日現在)業務に精励した者に対し、本連盟はその功績をたたえるため、毎年の国民体育大会において有功章を授与するものとする。

(推 薦)

第11条 加盟団体及び専門委員会は毎年7月末までに、有功章授章対象者1名をその事蹟を説明する資料を添えて本連盟に推薦するものとする。

2 ただし、競技者登録数が6,000名(第1区分と第2区分登録数の合算)以上の加盟団体については、2名まで推薦できる。

(被推薦者の資格)

第12条 前条により推薦を受けられる者は、満50歳以上(その年の8月末現在)の会員登録者とする。

2 ただし、つぎの各号に該当する者は対象としない。

(1) 功労章受章者

(2) 斯界から3年以上離れている者

(審 査)

第13条 有功章授章者の審査は別に設ける委員会が行い、理事会の議決により決定するものとする。

第6章 選手及びコーチの表彰

(優秀選手章及び最優秀選手章)

第14条 毎年過去1カ年間に優秀な成績を収めた選手若干名及びそのうち成績抜群の選手を表彰し、それぞれに優秀選手章、最優秀選手章を授与する。

2 優秀選手の選考基準は別に定める。

(努力章)

第 15 条 優秀選手の選考基準には達しないが進歩向上のあとが著しく将来有望な選手があるときは、これに努力章を授与する。

(功労選手章)

第 16 条 オリンピック大会に 2 回以上、オリンピック種目以外の競技にあつては世界選手権大会に 2 回以上出場し、そのいずれかの大会に入賞した者を功労選手章の選考対象とする。

(功労コーチ章)

第 17 条 オリンピック大会又は世界選手権大会に優勝した選手もしくはチームを指導したコーチを功労コーチ章の選考対象とする。

(選考)

第 18 条 第 14 条, 第 15 条, 第 16 条, 第 17 条の授章者の選考は別に設ける委員会が行い、理事会の議決により決定するものとする。

(表彰)

第 19 条 選手及びコーチの表彰については、その都度理事会で決定する。

第 7 章 優秀団体及び個人の表彰

(優秀クラブ・団体、優秀選手育成コーチ)

第 20 条 全国 JOC ジュニアオリンピックカップ水泳競技大会夏季・春季大会別に、その実績を考慮し優秀クラブ・団体及び優秀選手育成コーチを表彰する。詳細は別に定める。

(優秀団体)

第 21 条 つぎに掲げる実績を挙げた優秀団体を表彰する。詳細は別に定める。

- (1) 水泳普及・振興活動を永続的かつ組織的に実施し実績を挙げた団体
- (2) 泳力検定会を定期的の実施し実績を挙げた団体

第8章 記録章

(記録章の種類)

第22条 記録章はつぎの4種類とし、それぞれ所定の期間内に出された新記録のうち最高のものに対し授与されるものとする。

- (1) 日本記録章
- (2) 高等学校記録章
- (3) 中学校記録章
- (4) 学童記録章

(記録章の伝達)

第23条 記録章は、それぞれの記録が理事会において承認された後、速やかに本人又はチームに伝達されるものとする。ただし、即時公認大会については、該当競技大会において伝達される。

第9章 雑則

(規程の変更)

第24条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(雑則)

第25条 本規程に定めのない事項については、理事会にて決定する。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。